

○議長（一條 光君） 通告7番、18番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。

御登壇願います。

〔18番 伊藤由子君 登壇〕

○18番（伊藤由子君） 通告どおり2点について質問いたします。

最初に公文書の取り扱い、保管についてですが、宮崎の支所、小野田の支所も、1階ではありますが引っ越しを済ませてこじんまりしたところできれいな感じのスペースで仕事をもうスタートさせています。それを見るにつけ、あれほどあった文書は一体どのように保管、保存しているのだろうか。いろいろな私なんかは素人ですので、テレビなんかで査察の様子を見ると、段ボール箱に山ほど入った段ボール箱を運び出している様子を見たりしますが、役場等も例外ではなく、たくさんの文書があるのではないかなというふうに思います。

それで、加美町における公文書の保存、保管の概要について伺いたいと思います。

二つ目は合併時の文書の保管場所、保存は一体どのような形態でどこにどのように保存しているのかについても伺います。その合併時の文書の関連で、土地に関する文書もあると思いますが、ソニーから譲渡された現庁舎西側町有地の覚書とか取り交わした文書は保管されていないのかどうか、それについても伺いたいと思います。

大きな項目の二つ目、認定こども園の今後についてであります。宮城県においては新みやぎ子どもの幸福計画の基本理念に、安心して子供を産み育てることができる地域社会の実現とあり、加美町にあっては次世代育成支援行動計画に「子供を安心して産み育て、健やかに成長を見守るまちづくり」とあります。理念の具体化の筆頭に挙げられると思われる認定こども園が平成23年4月1日にスタートする予定になっていますが、22年、ことしの9月の定例議会以降の認定こども園の進捗状況について伺います。

それから関連するわけですが、自治体共通の課題であります待機児童の解消とか職員体制、それから施設設備など4月のスタートに間に合うのかどうか、伺いたいと思います。

さらに中新田地区にあっては私立幼稚園が二つあるわけなんです。そのことの協議はどこまで進んでいるのかについてもお聞かせください。以上です。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 伊藤由子議員の御質問にお答えをいたします。

大きく二つの面で御質問をいただいたところがございます。

まず、公文書の取り扱い、保管についてということでございます。

町の文書の取り扱い、これは収受、発送、分類、保存、廃棄等でございますが、これについては加美町文書取り扱い規定により管理し、文書管理システムにより処理をいたしております。保存、保管につきましては文書の種類によって永年、10年、5年、3年、1年に分類保存し、保存年限を経過した文書は廃棄をいたしております。保存、保管の形態は、永年文書は総務課が、その他の文書は所管課が管理することとされておりますが、現在は本所、支所、各施設の保管場所の関係から永年文書も含めて所管課が管理をいたしております。

合併時の文書の保存場所、保存はどうなっているのかということでございますが、合併時の文書移動は庁舎移転計画と合わせ計画的に実施をいたしております。当時の計画では小野田支所に議会と農業委員会文書を移動し、宮崎支所には旧中新田町の永年文書を移動し、その他は全書類を整理、移動としております。その後、必要に応じて移動をしております。

いずれにいたしましても、合併時にはすべての書類の整理が進められ、分類、廃棄書類も多数に上っておるところであります。

それからソニーから譲渡された現庁舎西側の覚書とか取り交わした文書は保管されていないのかということで御質問をいただいておりますが、現在、当該文書については存在してございません。確認できない文書の保管もございません。

次に、認定こども園の今後についてお尋ねをいただきました。

これはことし9月7日以降の進捗状況についてということでございますが、10月に入りまして入園説明会を小野田2地区と宮崎の計3地区で開催をし、104名の保護者に出席をいただきました。11月に入りまして鹿原地区保護者との懇談会を2回持たせていただきました。11月17日付で保護者会より鹿原保育所の認定こども園への統合に関する同意書をいただいております。また、その後には地区住民を対象として説明会を開催いたしました。こども園の入園申し込みはほぼ完了いたしまして、現在取りまとめ作業を進めております。申し込み状況は11月30日現在でおのだひがし園114名、おのだにし園54名、みやざき園81名となっております。ことしの保育所、幼稚園児数の合計と比較しますと、おのだひがし園が7名の増、おのだにし園が9名の減、みやざき園が3名の増となっております。

2点目の待機児童の解消、職員体制、施設整備などは4月に間に合うのかという御質問でございますが、まず待機児童の解消についてですが、待機児童は現在小野田東に5名、宮崎に2名おり、いずれもゼロ歳児となっておりますが、こども園では低年齢児の受け入れ枠を拡大いたしましたので、待機児童は解消されました。

また、職員体制につきましては利用時間ごとの園児数が確定しましたなら、認定こども園の

職員配置基準に基づき職員体制を整えてまいります。

施設整備につきましては、保育所分が終了いたしまして、現在は小野田幼稚園、西小野田幼稚園の改修工事をしており、工期は来年3月10日になっております。

認定こども園につきましては、現在、関係職員間で細部にわたる検討を重ねており、万全の体制で開園を迎える準備を進めておりますので御理解をいただきたいとお願いを申し上げます。

3点目の私立幼稚園との協議についてでございますが、ことしの3月議会におきましても御質問をいただいております。現在、その方策につきまして今年度末をめどに関係機関で検討しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 文書についてですが、例えば町有財産の貸与とか譲渡の場合の手続、どういう文書が必要になるのか。逆に町側が町有財産をほかの団体に貸与したり譲渡した場合はどういう手続、どういう文書が必要になるのか、ちょっとお聞かせください。

○町長（佐藤澄男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

まず土地関係、財産の関係でございますが、条例に基づきまして貸与関係につきましては、当時貸借契約あるいは売買であれば売買契約というような形になります。土地の財産の取得、あと等についてですね。ただ先ほど来お話になってはいますが贈与、寄附、これについては取得という形ではとられておりません。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 町有財産、宮崎の養護老人ホームの場合は町有財産を無償貸与しているということを聞いて、ちょっとお伺いしに行きましたら、貸借契約書、そういうものが存在していて両者の署名、捺印のある契約書を見せていただきました。

そういうふうはこちらの財産を貸す場合はきちんとそういう契約があるということ、存在するのだということわかりましたが、では逆に町有財産として譲渡、貸与される場合は同じような文書が必要になるのでしょうか。今、総務課長さんが贈与の場合は特に必要ないんだというようなお話もあったんですが、ちょっと教えてください。聞かせてください。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 貸し付け、貸借、それらについてはゼロ円でも貸し付けになりますけれども、寄贈者の意思で寄附をしたいというようなものについては、これは契約行為、それ

らを義務づけられるものでなくて、通常であれば金銭であれ物件であり寄附の申し出、俗に寄附採納の願いとかいう場合もありますけれども、これも必ずしも条件つけられるというわけではございませんが、本人の意思で寄附されるものについてはいろいろな基金で活用してくださいというような寄附行為もございます。そういう形でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今の回答を聞いて、まだちょっと釈然としないものもあるわけなんです、ソニーからの、具体的にソニーからの西側町有地を寄贈され、寄贈という言葉が本当にそうだったのかどうか私よくわからないんですが、譲渡、寄贈された場合、譲渡申し入れ書などはなかったのかどうか。受け取った側からは、普通の関係に存在する受領書なるもの、それに当たるものはなかったのかどうか、礼状はもちろん出したと思うんですが、確かに受け取りました、ありがとうございますというたぐいの受取書並びに礼状は存在するかと思うんですが、全く文書が存在しないということについてはちょっと釈然としませんので、その辺をお聞かせください。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 先ほど町長おっしゃったとおりで、それらの書類については一切確認できません。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） ではさらにもう一度確認いたします。

そういった文書は最初から存在しなかったのか、また、あったが探しても見つからなかったのか、あるいは今のように結論、不存在、存在しなかったと結論を出すに至った根拠についてお聞かせください。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長お答えします。

この件につきましては、伊藤議員よりさきの議会等、あるいはその前の議会等で御質問がありまして、私が当時の担当していた者として登記までしましたと。その場合に書類的にはございませんでした。それから登記するための同意承諾書というのが登記上必ず必要になります。それはいただきました。ただ、寄附採納願い等がいただいたか、いただかないか記憶によくありませんので、調べてみますという答弁をした覚えがありますけれども、寄附採納願い等については文書の保存期間から言えば大体10年ぐらいの期間が存続ですけれども、合併前ですからかなかなのどこなんですけれども、書類等は多分あると思うんですけれども、つづつであるか

どうか、その書類がまだはっきりまだわかりませんので、ないというような答弁をしておりますけれども、その文書がなくても登記がなされる前提の会社からの登記承諾書、結局、一般ですと売買契約書、それと同額の書類をいただいておって登記がなされておりますから、これについては13年3月30日に登記が完了になっておりますから、法務局に行っても多分閲覧できると思うんですけれども、必要であれば議員の方から法務局を閲覧していただければ確認できると思いますが、町に寄附しますよとか何かという部分については、さきの議会でも申し上げたように当時のいきさつからいたしますと、小野田町は買収、中新田町は寄贈だったものですから、会社等々の関係でソニーでは公表しないしてほしいというような形が、当時のソニーの上層部と加美町の町長との取り交わしがあったように思われます。

私も、登記する段階でその件が書類上登記する書類は必要ですから、会社をお願いしてもらった経緯はわかりますけれども、無償でいただくまでの段階については書類としては寄附採納願いさえあれば結構ですから、それらが後からいただいたような気もしますし、もらわないでもう登記するための書類の発行をお願いした、その部分しか記憶にございませんけれども、間違いなく登記がなされておりますから、それも登記の理由ありますよね、売買とか贈与とかありますけれども、これは寄附として登記されておりますから、間違いなく寄附を受けたものと確認してよろしいと思います。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それではなかったというよりは、つづつあるかどうか10年もたっているもので、よくははっきりしないけれども、その辺の詳しい経過は記載されたり文書として残っているものはないという意味に受け取ってよろしいですね。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長です。

言い方悪いですがけれども、登記する書類があればそれでいいわけです、要は。その書類はあったということですね、登記がなされていますから。ただ、町ではそれはありません。法務局へもう添付して行っていますからありません。ただ、その前に一般ですと、ものを金銭的でも土地でも町へ寄贈する場合に、今も同じですがけれども、寄附採納願いという書類を出します。その寄附採納願い、それは土地でしたら何番地のどれだけの面積でどういうものの土地ですと。農地であるか、農地は町に寄附できませんけれども、宅地であるかその他の雑種地であるかと。ただそれは受けまして登記する段階が一番問題なんです。登記するときに承諾書がなければ登記できませんから。要は契約書あるいは実印、個人でしたら。会社もやはり会社の実印があり

ますから、それらはいただいて添付していますから、法務局に登録するために。それは確実にあったということです。ただ、その前の寄附採納願いの書類がもらったかもらわれないかは定かでないということです。ただそれがあってもなくても、今となれば別に支障のない書類であって、その書類が保存期間とすれば10年保存すべきものと思えば、本来なら存続してないといけないんですけれども、今、見つかってはいないということです。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） ちょっと時間になりますので次の質問に移りますが、寄附採納願いはあったかどうか、よく今となってはわからないというところで、そこは了解としました。

では次の質問に移ります。

2009年に、国は政権公約で保育サービスに伴って保育士の雇用拡大とか女性の就業支援をうたっています。認定こども園のセールスポイントは、先ほどおっしゃったように待機児童の解消とか雇用の拡大とか、きめ細かな保育サービスというふうに言っているわけなんですけど、そのためにも職員体制が何よりも大事なのではないかと私は考えます。それで、今回3幼稚園と保育所をめぐって現場の声を聞いてまいりました。

先ほど、12月6日、最終認定こども園の申し込み締め切りが12月6日、昨日だったので、ちょっと人数的には先ほど政策推進室長さんに確認したばかりなんですけど、職員体制としては十分だというふうには先ほどお答えがあったんですが、これからもうちょっときちんと子供の人数を確定しないと、まだ何とも言えないというふうなお答えだったんですが、例えば、宮崎保育所、幼稚園、みやざき園というのでしょうか、3歳児が17名で申し込みになっているわけですが、3歳児の担当職員だと20人に一人という場合は、では17人だと一人になっていくわけでしょうか。それからおのだひがし園、保育所と幼稚園を合体したひがし園は3歳児が36名というふうな、きょうの時点での申し込み者なんですけど、20人に一人の職員が必要になるわけなんですけど、その職員は何人になるのかとか、一つ一つ聞いていくわけではないんですが、端数が出たり足りなかったりする今の段階での人数なんですけれども、十分な職員体制になっているのかどうかという意味で、ちょっと3歳、例えばみやざき園の3歳児の職員、例えばおのだひがし園の3歳児の職員、にし園の職員について政策推進室の方からお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えいたします。

20人を超える場合は二人という配置にさせていただきます。とりあえず3歳児は20人までは一人体制ということになりますので、36人という形になりますと二人ということになりますの

で、そのような配備を今までもしております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 現場を回って現場の担当職員の話は何人かに聞いて歩いたわけなんです
が、基準というのは、これ以上下回っては困るという最低の線をあらわしたものであって、こ
れで十分だというふうに思ってもらっては大変困りますというふうな、どこの園を回って歩い
ても、そういう声が聞かれました。数字とか数値にはあわせない、今は本当に個性ある子供
たちがたくさんいますし、育ちによっても、それから抱えている病気によってもいろいろなわ
けで、数字で38名だから何人でいいとか、基準に合っているから大丈夫だというふうにはなか
なか言えないのではないかと思うのですが、どこの現場からも、代替の職員の希望がありまし
た。例えば産休代替はとるけれども育児休暇まではどうしても遠慮してとらない、とれない、
こういう現状を知っているのに、なかなかとれないというふうな声もあるわけなんですね。産
休代替については、例えばどこの園についてでもいいんですが、産休代替の場合はどういう職
員を配置しているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 産休代替の場合は、臨時職の保育士さんの方にお手伝いして
いただきまして、保育に当たっていくというのを原則にしておりますが、なかなか全国的に保
育士さんの数がなかなか雇用できないという状況にありまして、その対応ができかねるときは
フリーの保育士さん等の対応もさせていただいております。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） そういった場合もあるようですが、中にはどうしても産休代替にかかわ
らず、何か担当の職員が休みをとらなければいけないとかという場合には、園長の次の次長が
代替要員になってしまうことが多いと。次長としては園長が兼務なので、常にいるわけではな
くて次長が園長のかわりをしたり、対外的な折衝をしたり、事務的なこと、あるいは事務室に
一人だけ残っているから電話の対応とかになってしまう。そのほかに補欠に入るということは
とても子供にとってもちょっと不幸なことであるし、次長としての仕事もあるので、そういっ
た代替についての今後の対応を検討していただけないだろうか、と、すごく遠慮がちに、とて
も申しわけなさそうにお願いしていただきましたので、私はその声をぜひ届けたいと思いますが、今後
の対応についてよろしくお伺いします。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長です。

ちょっと失礼ですけれども逆質問のような形になるかもしれませんが、次長職が保育職をやるということに対してだめだということですか。

○議長（一條 光君） 質問の確認でありますので、伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 確認と受け取ってお答えします。

次長としては次長の仕事があるのに、たまたま担当の職員が予想もつかないことで休んでしまったりすることがあると。そうしたら、もちろん次長としては資格も皆あるわけですから、そこに入ることが、クラスを担当することがあると。だめだというわけではなくて大変な、仕事の量として過重になる。ひいてはそれが子供にはとても忙しい職場と受け取られて、情緒が不安定になるという要因にもなるのではないかというふうな心配、不安です。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 大変すみませんでした。

御質問のとおりです。入ります。辞令が次長兼主任保育士の辞令を発令しています。というのは、次長は事務職だけをするための次長ではございません。完全なる事務職の必要な部分につきましては副所長を配置してございます。ですから、一般的な幼稚園、保育所につきましては副所長のいないところは次長職で主任保育士、あるいは主任幼稚園教諭というような形で現場を担当してもらって配置にしております。

ですから、そこに急に穴があいて出ていくというのは、それは当たり前のことであって、それに対して臨職を急に入れるということは対応はできませんし、しておりません。ただ、産休、それから育休につきましては事前にわかりますから、それについては資格のある者を使用したいんですけども、ないときには資格のなくてもいいカリキュラムの組み方、クラスの持ち方を変更させまして対応するようにはしております。

それから、先ほどお話しありました17人で、20人で一人。ただ、この中で障がい者的な者、あるいは委員からお話があったように子供たちいろいろありますから、そういう問題のある子供がいるとすれば、その部分については、今ですと一人1名の形で保育補助というような形で配置をしております。それからゼロ歳児の部分で一人で3名ですけども、4人あるいは5人になったときには2名でやっております。6名になったというようなときには、今考えているのは2名でなくて3名体制。ただし、その1名増の分につきましては保育補助的な立場の臨時雇用の考え方という対応を考えております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 次長が臨時的に出ることを別に問題だと言っているわけではなくて、代

替、そこに次長が入らなければならない事情というのは、園長が兼務であるというために、園長は小野田西園と東園、子育て支援センターとか3カ所をめぐって歩かなければならないという、それでたまたまいないときが、3カ所歩くわけですから常時同じ場所にいるわけではないそうです。そういう意味で、園長を将来的に兼務じゃなくきちんと確保する、設置する考えはあるのかどうかを確認しておきたいと思います。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長、お答えします。

この点については、認定こども園になれば保育所、幼稚園が一つになりますから兼務はなくなります。今は、東、西の幼稚園二つありますので、西を兼務しています。ですから今度は西の保育所と一緒にになりますから、幼稚園と保育所が。そうしますと兼務がなくなって幼保一体ですので一人になります。それから東の園長は鹿原もこちらに来ますし、東の幼稚園と保育所が一体になりますから一人で、東の保育所の所長さんは西の幼稚園、保育所には行かなくても済むというような形で1園一人になりますから、それは今までのように現場を動くことはなくなります。ただし、まだ決定はしてないんですけども、小野田の場合、放課後児童クラブの段階で子育て支援の部分で兼務している部分がありますから、宮崎については子育て支援の事務担当、園長がおりますけれども、小野田は配置しておりませんので、今度認定こども園になった段階で、その分野については1名確実に任命をしていかなければという考えも持っております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それでは、きっと担当の私に一生懸命話しかけてくれた保育士さん、幼稚園の先生はとても喜ぶと思います。認定こども園になったら1園に一人の園長になるということによろしいんですね。それから病児保育についてはまだまだ先のことだと思われませんが、ほかの自治体においては、もう病児保育も保育の時間とかスペースとか、そういったシステムを検討したり、実際にもうスタートしているところあるんですが、病児保育について加美町の将来検討されているのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えします。

現在のところは保育所の中では中新田保育所で体調不良児の看護というところを心がけておりますが、認定こども園になったときに、その辺のところを考慮していくというような話は展開しておりまして、体調不良児の問題については今後早急に検討されることになっております。

また、病後児のことについてですが、それも医師会との問題を絡めて検討していかなければならないということもありますので、後期次世代計画にはやっていく方向で検討されていくということで記載されてありますので、今後、構築していくものと思われます。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 将来構想については、次世代計画も読ませていただきましたが、各園から、去年のインフルエンザ等の流行のときにすごく大変だったと。できるなら看護師の配置あるいは養護教諭の配置について検討していただけたら助かりますというふうな話でしたが、そういう具体的な看護師の配置とかについては検討されるのでしょうか、確認します。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 現在、認定こども園の部会の方で職員体制のあり方を検討していただいております。その中で、十分なる検討をしていただきたいということで、今後まとめていくこととなりますので、そのところで多分提案事項になると思われますので、今後、話し合いの中で十分検討していくものと思われます。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） ではよろしくお願ひします。

それから、もう2点ぐらいあるんですが、現場の声として一時保育とか延長保育、7時までの希望という例がだんだん保護者の就業体制によってふえてきていると。ゼロから1歳児の延長保育とかが希望がふえてきているんだけど、そのときの職員体制がちょっと不備で不安に思っているという声があるんですが、それについてはどういうふうに対応されているのか。例えば非常勤36時間で線引きされてしまっているんだけど、40時間が現場としては必要なんだけど、その辺の対策はないものではないかというふうな話がありましたのでお伺ひします。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えします。

当初の職員配置の中では、ある程度時間外保育について検討して、稼働の中では人数を出して配置を心がけております。ただ、途中でいろいろな保育士さんの問題が起きてきますと、少し窮屈な状況になったりとかということがあるわけなんですけど、子育て支援室等町の対策としては、その辺も十分稼働計算をいたしまして人数配分をするように努めてはいます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐竹久一君） 教育総務課長、お答えします。

今現在、教育委員会でそれらについての規則を制定したり、あと一部改正したりの作業をやっているところをごさいますて、時間外保育関係につきましては、あらかじめ申し込みと、原則的なんですけれども。あらかじめ申し込みをしていただくことによって、それに見合った職員の配置をするというふうになっておりますので、そのような話し合いになっていきますので、不安はないかと思ます。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） では、その辺の対応を今後ともよろしくお願ひしたいと思ます。

それから、全部職員に関する問題なんです、最近アレルギー、アトピー系の子供たちも目立ってきていて、給食については除去食をやっていると、出していると。それも二人とか三人くらいなんです、それはなぜできるかといったら自校給食だからできるんだと。これ以上給食センターのように給食施設を統合したり大きくしたりしてしまつたら、なかなかできないだろうと。このままこの規模で給食室を確保していけるように希望したいんだけど、将来的にそういう方向にはいかないでしょうねと確認をされているのですが、そういったきめ細かな個々の子供に応じた給食を出していくという意味でも、この給食設備あるいは給食調理員さんたちの配置について、維持をお願ひしたいというふうな声でしたがどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 今度認定こども園のところになりまして、今まで幼稚園の方は学校給食からということをごさいますたが、今度是一緒にお出しするということになりまして、給食数もふえることになります。その中で、今人材としてどうしていくかというような検討をしております、中新田保育所には非常勤さんで現場の監督をしていただく栄養士さんを配置したりとか、そういうふうなこともございますので、給食数がふえるということもございます、今後、検討していくという形になります。

ですから、配置等、今後臨時の栄養士さんの配置ができるかどうかとか、いろいろな面から検討されていくことになっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） その辺もぜひお願ひしたいものです。

それから、保育士がいないので、見つからないのでという声を二つの園で聞きました。本当に保育士はいないのか、見つからないのか、その辺の、なぜ保育士がいないというふうに結論づけていらっしゃるのか、ちょっとお伺ひしたいと思ます。保育士はいないのか、見つから

ないのかというところで。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） では総務課長、お答えします。

確かに、臨時さん含めて保育士の方、幼稚園教諭の方、特に年度途中で確保するのは大変なことがございます。どうしても対応できなくて保育補助員さんをお願いしたり、あるいは急遽募集かけたり公募したりということですが、公募したりして集まらない場合は確かに見つからないという表現だと思います。いないということではないと思いますけれども見つからないと、年度途中。あと年度当初で毎年更新していますけれども、そういう時点ではいるんだけれどもなかなかという形かもしれません。いずれにしても、必要なときにそのときどきに1カ月交代とかそういう形で見つけるのは到底不可能な状態にあることは間違いないです。

町としても、ある程度登録をしてお願いする人を確保していますけれども、一応今の保育所、幼稚園の数多い中からお願いしたいと来た場合には、ぜひ保育所の現場でふさわしい方を手伝ってくださいという協議をしながら確保している状況です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 保育士がいない、見つからないということに関していろいろな、職員でも異論があったわけなんです、その中の声として、どうも交通費が出ないとか待遇が十分でないというふうな、ほかの地域と自治体に比べてそういうふうに思われるんですけれどもという声を何人から聞きました。単価が安い、交通費が出ない、それでも進んで頑張って子供たちをかわいいと思って保育しているわけなんです、そういった声も事実あることをお伝えしますが、その点についてどう考えられるのかお伺いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 保育士の、時給で加美町は支給していますけれども、その待遇面の時給そのものを月額等で比較した場合、加美町が決して他よりも極端に低いとか、少なくとも中ぐらいの位置にあることは、私は確認しております。上というわけではないですけれども、そういう状況にあります。今930円でしたか、そういう形で資格ある方をお願いしているという状況でございますので。ただ通勤手当、それは大崎市さんなんか通勤手当出しているというのは条例等で聞いています。それはかなり合併して鳴子から大崎市から三本木までという距離が非常に長いと。それに応じた対応をしているということをお聞きしていますけれども、加美町の場合、一応条例では手当等支給できないというような形にしていますけれども、それについては今後の検討課題とは思っていますけれども、今現在、全体的な報酬が安

いから見つからないという状況ではないかと思えます。年度途中、それだからなかなか見つからないのかなという認識を持っています。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 決して安くはないのだというお話でしたが、それでは通勤手当等々についての検討課題であるという前向きな発言をいただいたので、そういうことに期待していきたいと思います。

自分たちの工夫で何とか頑張ればやっていけるといふうなけなげな発言をたくさん聞いてきました。でも、子供たちの健やかな成長をはぐくむ保育士とか幼稚園の先生たちが、余裕がなくいつもせかせかと髪振り乱して働いている様子は決して子供にはいい環境とは言えないと思います。子供たちの情緒の安定にも影響するわけですし、豊かな成長を願う町としては、やはりそういった子供の、認定こども園についても十分な職員配置、配備をお願いしたいと思いますし、今までお答えいただいた検討課題についても早急に検討していただきたいと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして18番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

日程第4 請願第1号 T P P 交渉参加阻止に関する請願書

○議長（一條 光君） 日程第4、請願第1号 T P P 交渉参加阻止に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（高橋 啓君） 事務局長。

それでは、お手元に配付してあります請願書を朗読させていただきます。

平成22年11月24日

加美町議会議長 一 條 光 殿

T P P 交渉参加阻止に関する請願書

紹介議員氏名 加美町議会議員 三 浦 英 典

請 願 者 加美郡色麻町四〇字爪木町14番地の1
加美よつば農業協同組合

代表理事組合長 池 田 衛

1. 請願事項 日本の「食」と「農」そして「地域経済」を守るため農業を犠牲にする T P P 交渉参加には断固反対すること。

2. 請願理由 政府は平成22年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針（EPA基本方針）」を閣議決定し、米国、豪州など9カ国が行う環太平洋連携協定（TPP交渉）への参加を進めています。完全な貿易自由化を目指した交渉を進めようとする政府の動きに対し、生産現場では極めて大きな不安と動揺とともに怒りが生じています。本来、EPAは交渉相手国の相互発展と反映を本来的な目的とすべきであり、農業分野を含む各産業分野が完全に公平な利益を享受できる場合にのみ検討を行うべきです。

しかし、我が国がTPP交渉に参加しても、この目的の達成は不可能であり、農業への影響を考慮せず、結果として農業生産をこれ以上縮小させれば食糧の安定供給や安全・安心の確保は困難となり、国益を損ねることは必至です。

つきましては、農業者の将来にわたる営農の安定や地域経済活性化、そして国民に対する食糧の安全保障の観点から請願をいたします。

以上であります。

○議長（一條 光君） 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。三浦英典君、御登壇願います。

〔3番 三浦英典君 登壇〕

○3番（三浦英典君） 請願の趣旨説明を行わせていただきます。

このTPP交渉参加の問題につきましては、皆さんよく御存じのとおり、各テレビ局、新聞、報道機関などが報じていますように、それぞれの農業機関の示す数字に多少のずれはありますが、日本農業に壊滅的な打撃を与えるものであります。GDPの1.5%しかない第1次産業ではありますが、自動車、IT、電気各産業の犠牲になって国民の食糧を危機に陥れ、地域産業の衰退を招くこの政府の方針には断固反対しなければなりません。

現在の農業現場では、若者が大変少なく大方が65歳以上の方々に占められております。行く末が大変心配されております。政府はこれに対しろくな農業施策も講じずTPP交渉に参加しようとしておりますが、これは自殺行為であると言えます。今後、また農業大国の無理強いなやり方に屈すれば、食糧自給率向上の話どころか日本農業は二度と立ち上がれない状況になります。

皆さん、御賢察の判断をお願いいたします。

請願の趣旨説明を以上で終わりいたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたしま

す。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号T P P交渉参加阻止に関する請願書については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、請願第1号T P P交渉参加阻止に関する請願書は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号T P P交渉参加阻止に関する請願書の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、請願第1号T P P交渉参加阻止に関する請願書は採択することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、あすは午後1時30分まで本議場に御参集願います。

大変御苦勞さまでした。